

# 序章

---

## 計画の概要



## 序章 計画の概要

### 1 本計画の背景・目的

#### 1.1 計画策定の背景・目的

近年、人口減少や少子高齢化が進行する中で、地域の魅力を高め、持続可能なまちづくりを推進することが重要となっています。加えて、気候変動への対応やネイチャーポジティブの実現、Well-beingの向上など、多様な社会課題の解決も求められています。

こうした社会課題の解決に向けて、良好な景観やみどりは、住む人・働く人・訪れる人等の多様な人々の活動のほか、生態系や地球環境、地域経済等に対し、様々な効果をもたらすことが期待されます。

こうした状況において、白井市には、千葉ニュータウン事業により計画的に整備された住宅地などの市街地景観、豊かなみどりや水辺、農地などで培われた自然景観、神社仏閣や古くから物資輸送などで利用されてきた木下街道などの歴史・文化景観があり、これらの地域資源が調和・共存していることが一つの特徴となっています。

また、白井市の良好な景観形成には、田畑や緑地、里山、谷津などのみどりが不可欠であり、これらの良好な景観とみどりをまもり、つくり、そだて、次世代に継承していく必要があります。

以上を踏まえ、市の景観に係る施策と景観の大きな構成要素であるみどりに係る施策を効果的かつ効率的に推進するため、景観計画と緑の基本計画を一体的に「白井市景観とみどりの基本計画」として策定します。

#### 1.2 景観計画・緑の基本計画について

##### (1) 景観計画の概要

景観計画は、「景観法」(平成16年法律第110号)(以下、「景観法」といいます。)に基づき景観行政団体が法の手続きに従って定める良好な景観の形成に関する計画(景観法第8条第1項)のことであります。

景観まちづくりを進める基本的な計画として、景観形成の方針、行為の制限に関する事項等を定めます。

##### (2) 緑の基本計画の概要

緑の基本計画は、「都市緑地法」(昭和48年法律第72号)(以下、「都市緑地法」といいます。)第4条に規定されている「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(以下、「緑の基本計画」といいます。)」のことであり、生態系が豊かな場所の保全だけではなく、道路や河川等の公共空間の緑化推進や民有地における緑地の保全や緑化の推進、さらには緑化意識の啓発等のソフト面の施策も含めた、みどりに関する総合的な計画です。

なお、緑の基本計画は、国土交通省が定める緑の基本方針(令和6年12月策定)に基づき策定されるものとなります。また、本計画は、令和6年6月に国土交通省にとりまとめられた「緑の基本計画×グリーンインフラガイドライン(案)」を参照し、グリーンインフラの実装を戦略的に推進することを意識して取りまとめています。

## 2 本計画の位置づけ

本計画は、「白井市都市マスタープラン」の分野別計画と位置づけ、本市の行政運営の最上位に位置する計画である「白井市第6次総合計画」および「白井市都市マスタープラン」に即するものとします。

また、環境基本計画等、関連する計画とも整合を図ります。

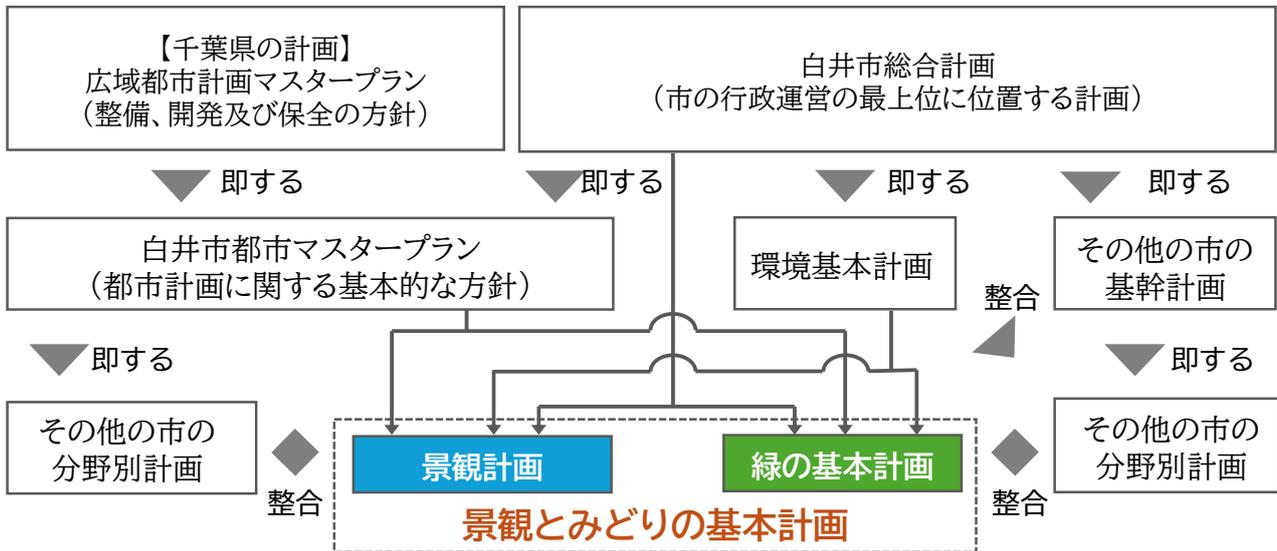


図 景観とみどりの基本計画の位置づけ

### 3 対象区域と目標年次

#### 3.1 対象区域

本市に見られる住宅地等の生活環境、里地里山等の自然環境、農や歴史・文化等の資源は相互に関連し、一体的に保全・活用していくことが必要であるため、白井市全域を景観計画区域及び緑の基本計画の計画対象とします。よって、本計画の計画対象区域は白井市全域です。



図 本計画の対象範囲

#### 3.2 目標年次

本計画は、「白井市都市マスタープラン」に即するものとされていることから、「白井市都市マスタープラン」に合わせ目標年次を令和 27 年度（2045 年度）とし、「白井市第 6 次総合計画」の最終年度である令和 17 年度（2035 年度）に見直しを行い、市の総合計画、都市マスタープランとの整合を図るものとします。

なお、市を取り巻く社会情勢が変化した場合には、必要に応じて本計画もあわせて見直すこととします。

## 4 「景観」と「みどり」の定義と関係性

本計画で取り扱う「景観」と「みどり」について整理します。

### 4.1 「景観」の定義

景観とは、眺める主体である「人」と眺める対象である「環境」との、「眺め」という視覚的な媒体を通じた「関係として現れる現象」です。そのため、景観とは「こと」であって、固定的にどこかにある建築物や橋等の「もの」ではありません。

したがって、本計画では眺める対象と眺める主体である人間の両者がその対象です。

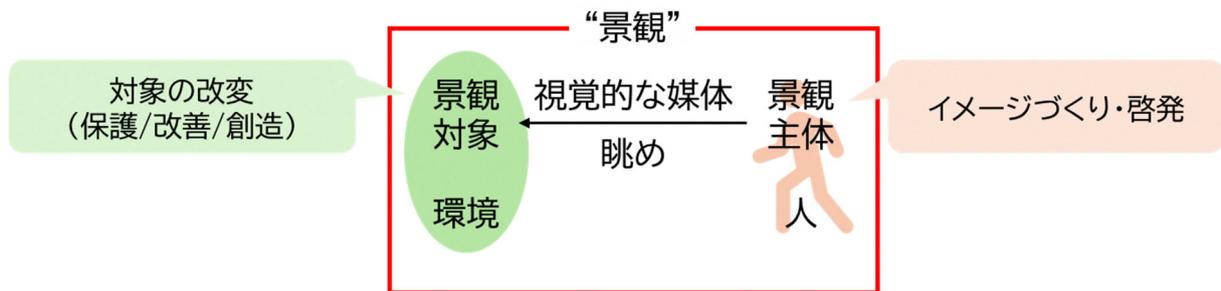


図 「景観」の定義

### 4.2 「みどり」の定義

「みどり」とは、樹木、樹林、草地、草花等の「植物のみどり」だけでなく、河川や湖沼等の「水辺空間」、さらには公園や広場、道路、学校等の「公共のみどりの空間」、家々の玄関先や生垣、庭、工場事業所、田畑、果樹園、空き地（遊休地）、里山等の「民間のみどりの空間」のことを指します。

#### <都市における「みどり」の機能>

##### 都市環境維持・改善の機能

- ・緑陰の提供、大気汚染の改善
- ・気温の緩和
- ・生物の生育環境

##### 景観形成機能

- ・自然景観の形成
- ・田園景観の形成
- ・都市景観に潤いを与える

##### 防災機能

- ・延焼の遅延や防止
- ・災害時の避難場所
- ・雨水流出量の調整、洪水の予防

##### 健康・レクリエーション機能

- ・様々な余暇活動の場
- ・休養・休息の場
- ・運動・遊びの場

### 4.3 「景観」と「みどり」の関係性

本市の景観には、里地里山の樹林地や水辺、ニュータウン住宅地にある並木道、市内の大部分を占める農地等、「みどり」が大きなウエイトを占めています。また、本市のみどりも、都市環境の維持・向上や防災、健康・レクリエーション機能のみならず、良好な自然景観・都市景観・田園景観等の維持・向上に資する景観形成機能を担っています。

このように、「景観」と「みどり」は相互に関連し、互いに切っても切り離せない関係であるといえます。本市では「景観」と「みどり」を一体で捉え、景観とみどりの維持・向上に資する施策・取組を実行していきます。

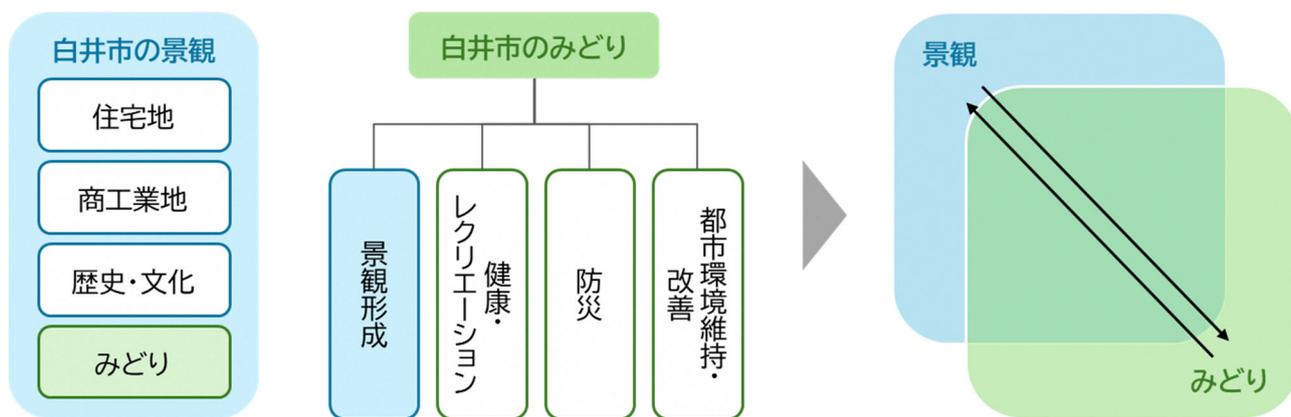


図 「景観」と「みどり」の関係性

## 4.4 景観・みどりがもたらす効果

良好な景観・みどりは、住む人・働く人・訪れる人等の多様な人々の活動のほか、生態系や地球環境、地域経済等に対し、様々な効果をもたらします。

景観・みどりがもたらす効果には、良好な景観・みどりそのものが持つ「存在効果」と、良好な景観・みどりがあることで間接的に与える、または活用することで感じられる「波及効果」の2つの効果があります。存在効果には、「生活環境の改善・向上」「生物多様性の保全」「防災機能の向上」といった都市機能を支える効果があります。波及効果には、「地域アイデンティティの強化」「健康増進」「地域経済の活性化」「地域コミュニティの形成」「教育機会の提供」等、経済・健康・教育・コミュニティ・シビックプライド等の様々な領域・分野に及ぶ効果があります。それぞれの効果を最大限に発揮させ、魅力的で豊かな環境を形成していくことが重要です。



図 良好な景観・みどりがもたらす効果

## 4.5 白井市における「景観」と「みどり」について

白井らしい景観の向上は本市のアイデンティティとなり、市民の愛着や誇り（シビックプライド）を醸成し、「住みやすい」「今後も住み続けたい」と思う動機のひとつとなります。

そこで、市民にとっての「住みやすさ」を幹として捉え、普段、生活している中で、落ち着きのある街並みや身近に存在している豊富なみどり、街への愛着が持てる歴史や文化を保全・活用していく必要があります。

今後、少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少していく中で、持続可能な行政運営を行うためには、現状に留まることなく、本市の財産である景観とみどりとの調和を図りながら発展に向けた取組を行い、市民サービスの基盤となる財源をしっかりと確保し、住みやすい都市づくりの実現に向け取り組む必要があります。

また、本市では自然的な環境に代表される「みどり」が景観の重要なウエイトを占めており、そのことにより白井らしい景観を形成しています。これらのみどりには、多様な動植物が生息・生育しており、これらの多様性は人の関与の中で育まれてきました。本市らしい「みどり」を次の世代に繋げていくため、また、本市らしい景観に対する市民の愛着や誇りを醸成していくため、市民が自然の仕組みを理解し、自然から受けられる恩恵を生活の中で感じられるようにする必要があります。

白井らしい景観の向上を図り、住みやすい街を実現していくためには、市内の「みどり」を保全するだけでなく、積極的に活用していくことが特に重要です。

## 5 上位計画との整合性

そのため、本計画では、都市マスタープラン戦略プラン2「みどりが包む都市づくり」も踏まえながら、戦略プラン1「住みやすい都市づくり」を幹として、景観とみどりに関する具体的な施策・取組を整理します。

白井市都市マスタープラン(令和8~27年度) 都市マスタープラン戦略プラン	1	住みやすい都市づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>若い世代にとってくらしやすい住環境整備</li> <li>魅力的なニュータウンの維持、向上</li> <li>白井らしい景観の維持、向上</li> </ul>	→	戦略2をふまえながら、戦略1を計画の幹とする
	2	みどりが包む都市づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>みどりの保全と継承・共生</li> <li>みどりに触れる空間の整備</li> <li>みどりを活かしたにぎわいづくり</li> <li>グリーンインフラの推進</li> </ul>		
	3	拠点がつながる都市づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心都市拠点・生活拠点の形成</li> <li>交流拠点の形成</li> <li>様々な拠点をつなぐ交通ネットワーク</li> </ul>		
	4	産業を支える都市づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心都市拠点・生活拠点の形成(再掲)</li> <li>既存商工業の活性化</li> <li>農地(休耕地)の保全・利活用</li> <li>新たな産業等を創出する土地利用の検討</li> </ul>		
	5	災害に強い都市づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市施設の計画的な維持管理・耐震化</li> <li>減災のための都市構造・土地利用の検討</li> <li>防災への意識醸成・体制の構築</li> </ul>		
	6	多様な主体の連携・協働による都市づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共空間の利活用</li> <li>官民連携の推進</li> <li>産学官連携の推進</li> <li>プラットフォーム(中間支援組織)の形成</li> <li>積極的な情報発信(シティプロモーション)</li> </ul>		

図 白井市都市マスタープランにおける景観とみどりの位置づけ